

<p>Y 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等；</p> <p>Y 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则；</p> <p>Y 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目；</p> <p>Y 如果您有任何意见与建议或者您希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系联系。</p>	<p>Y 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</p> <p>Y 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。</p> <p>Y 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。</p> <p>Y ご意見ご要望等ございましたら、或いは「里兆法律情報」の受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。</p>
---	--

Trial 3 • 2006/02/18 ~ 2006/02/24

一、 相关新法令及新政策

I 企业会计准则——基本准则（2006 修订）

【发布单位】财政部
 【发布文号】财政部令第 33 号
 【发布日期】2006-02-15
 【施行日期】2007-01-01
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.zjcz.gov.cn/zcfg/2006-02/27/content_6772.htm

I 上海市危险化学品安全管理办法

【发布单位】上海市人民政府
 【发布文号】上海市人民政府令第 56 号
 【发布日期】2006-02-16
 【施行日期】2006-04-01
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/aji_13/docs/200602/d_90805.html

I 关于开展 2006 年度上海市增值税一般纳税人资格年检工作的通知

【发布单位】上海市国家税务局

一、 関係する新法令及び新政策

I 企業会計準則——基本準則（2006 改正版）

【発布機関】財政部
 【発布番号】財政部令第 33 号
 【発布日】2006-02-15
 【施行日】2007-01-01
 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.zjcz.gov.cn/zcfg/2006-02/27/content_6772.htm

I 上海市危険化学品安全管理弁法

【発布機関】上海市人民政府
 【発布番号】上海市人民政府令第 56 号
 【発布日】2006-02-16
 【施行日】2006-04-01
 【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/aji_13/docs/200602/d_90805.html

I 2006 年度の上海市増値税一般納税人資格年度検査作業を展開させることについての通知

【発布機関】上海市国家税务局

【发布文号】沪国税流【2006】9号
【发布日期】2006-02-16
【施行日期】2006-03-01 至 2006-05-31
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/zzs/user/object7ai20073.html>

I 互联网电子邮件服务管理办法

【发布单位】信息产业部
【发布文号】信息产业部令 第 38 号
【发布日期】2006-02-20
【施行日期】2006-03-30

【提 示】该办法对“垃圾邮件”的定义作出明确界定。未经互联网电子邮件接收者明确同意，就向网民发送商业广告内容的互联网邮件的，将被视为垃圾邮件。该办法规定，违规发送垃圾邮件的，最高可处以人民币 3 万元的罚款；今后，中国将对提供互联网电子邮件服务实行市场的准入管理，提供互联网电子邮件服务，应事先取得电信业务经营许可或者依法履行非经营性互联网信息服务备案手续；中国成立互联网电子邮件举报受理中心。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.mii.gov.cn/art/2006/03/02/art_521_7342.html

I 上海市外商投资企业联合年检公告（2005 年度）

【发布单位】上海市外国投资工作委员会、上海市经济委员会、上海市财政局、上海市国家税务局、上海市地方税务局、上海海关、上海市工商行政管理局、国家外汇管理局上海市分局

【发布日期】2006-02-23

【施行日期】2006-03-01 至 2006-06-30

【提 示】该公告规定：

- 2 上海市将于 2006 年 03 月 01 日至 06 月 30 日对在上海市登记注册的外商投资企业进行 2005 年度联合年检；
- 2 凡于 2005 年 12 月 31 日前在上海市登记注册的外商投资企业均须参加 2005 年度联合年检，其在上海市的经营性分支机构年检材料随隶属法人企业送工商行政

【発布番号】滬国税流【2006】9号
【発布日】2006-02-16
【施行日】2006-03-01 から 2006-05-31 まで
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfq/sw/zzs/user/object7ai20073.html>

I インターネット電子メールサービス管理弁法

【発布機関】情報産業部
【発布番号】情報産業部令 第 38 号
【発布日】2006-02-20
【施行日】2006-03-30

【コメント】この弁法は「迷惑メール」について明確な定義づけをしている。インターネット電子メールの受信者が明確な同意を得ずに、インターネット利用者に商業広告としての内容を送信するインターネット電子メールは、迷惑メールと見なされる。この弁法では、規則に違反して迷惑メールを送信した場合、最高で 3 万人民币の罰金を科すことができると定めている。今後、中国ではインターネット電子メールを提供するサービスに対しては市場参入管理を実施するとしており、インターネット電子メールサービスを提供する場合、事前に電信業務経営ライセンスを取得するか、或いは、非営性インターネット情報サービス届出手続を適法に行わなければならない。中国ではインターネット電子メールについての通報受理センターを設立するとしている。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.mii.gov.cn/art/2006/03/02/art_521_7342.html

I 上海市外商投资企业联合年度检查公告（2005 年度）

【発布機関】上海市外国投資工作委員会、上海市經濟委員会、上海市財政局、上海市国家稅務局、上海市地方稅務局、上海稅関、上海市工商行政管理局、国家外国為替管理局上海市分局

【発布日】2006-02-23

【施行日】2006-03-01 から 2006-06-30 まで

【コメント】この公告では以下の事項を定めている。

- 2 上海市は 2006 年 3 月 1 日から 6 月 30 日まで、上海市で登記登録された外商投資企業に対し、2005 年度聯合年度検査を実施する。
- 2 2005 年 12 月 31 日までに上海市で登記登録した外商投資企業はすべて 2005 年度聯合年度検査に参加しなければならない、それらの外商投資企業の上海市の經營性分支機構の

- 管理机关;
- 2 外商投资企业可通过上海市工商行政管理局网站 (<http://www.sgs.gov.cn>)、国家工商行政管理总局网站 (<http://www.saic.gov.cn>) 或上海市外商投资企业联合年检网 (<http://www.LHNJ.gov.cn>) 申报年检;
 - 2 律师提醒:
 - 根据该公告及新出台的《[企业年度检验办法](#)》, 外商投资企业的非经营性分支机构 (如办事处) 无需参加年检。
 - 外商投资企业的非经营性分支机构 (如办事处) 不参加年检, 与其后续存续相关的事宜请参考以下《[关于公司制外商投资企业非经营性分支机构存续问题的跟踪说明](#)》一文。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.sgs.gov.cn/sqs/htm/qgl/20060222wstzgg.htm>

I 企业年度检验办法

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】国家工商行政管理总局令第 23 号

【发布日期】2006-02-24

【施行日期】2006-03-01

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.saic.gov.cn/qgl/zwqg_detail.asp?newsid=362

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

年度検査の書類は、従属する法人企業と同時に工商行政管理機関に提出することになる。

- 2 外商投资企业は上海市工商行政管理局のウェブサイト (<http://www.sgs.gov.cn>)、国家工商行政管理总局のウェブサイト (<http://www.saic.gov.cn>) 或いは上海市外商投资企业聯合年度検査ウェブサイト企業聯合年检网 (<http://www.LHNJ.gov.cn>) を通じて年度検査を申請することができる。

- 2 弁護士からの注意点:

- この公告及び新たに発布された「[企業年度検査弁法](#)」に基づき、外商投資企業の(事務所等の)非經營性分支機構は年度検査に参加する必要はない。
- 外商投資企業の(事務所等の)非經營性分支機構が年度検査に参加しない場合、その後の存続に関する事項につきましては、下記の「[会社制を採用している外商投資企業の非經營性分支機構の存続問題についての追跡状況の説明](#)」の一文をご参照ください。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.sgs.gov.cn/sqs/htm/qgl/20060222wstzgg.htm>

I 企業年度検査弁法

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】国家工商行政管理総局令第 23 号

【発布日】2006-02-24

【施行日】2006-03-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/qgl/zwqg_detail.asp?newsid=362

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、 相关新信息

I 中国拟试行自由贸易区，深沪津保税区将率先试点

据香港《大公报》报道，2006年，深圳福田保税区将投资一亿元人民币改造直通香港的一号、二号通道及联检场地。改造工程完工后，深圳福田保税区将试行“自由港区”和“自由贸易区”管理模式，实行24小时通关，并成为中国国内首个自由贸易区。于此同时，上海外高桥和天津港保税区也将作为中国首批自由贸易区的试点。

据悉，2005年06月，国务院发展研究中心专家组来到深圳福田保税区调研，并与深圳市政府签订了进行自由贸易区试点的协议。中国15个保税区中，上海、天津和深圳保税区经过十多年的发展，已初步具备了向综合型自由贸易区转型的条件。

(摘自2006年02月23日“中国新闻网”报道)

I 关于公司制外商投资企业非经营性分支机构存续问题的跟踪说明

最近一阶段以来，关于公司制外商投资企业的非经营性分支机构的存续事宜，许多客户都高度重视。我们在前一阶段及时披露了《(LZ200601013)自2006年01月01日起，外商投资企业设立分支机构发生重大变化20060113》和《(LZ200601020)关于对外商投资企业设立分支机构事宜的跟踪情况说明20060118》的参考性信息，在该等信息中，我们指出：

- 2 自2006年01月01日起，各级工商行政管理部门停止受理公司制外商投资企业申请设立非经营性分支机构的登记注册；
- 2 对于公司制外商投资企业已经设立的非经营性分支机构，各级工商行政管理部门可能会适应新的变化而陆续进行清理、并废止工商登记；
- 2 至于公司制外商投资企业的非经营性分支机构今后是为法律所禁止、还是无需工商登记仍可继续存在，工商行政管理部门内部仍有意见分歧；
- 2 据悉，为适应2005年底新修订的《中华人民共和国公司法》和《中华人民共和国公司登记管理条例》，工商行政管理部门正在制定公司登记管理方面的一些配套规定，该等配套规定可能会对上述问题作出明确说明。

此后，我们也多次与国家工商行政管理总局、以及上海/北京/江苏/浙江/广东/辽宁/四川/湖北/陕西等地的工商行政管理部门进行后续沟通，主要沟通情况如下：

二、 関係する新たな情報

I 中国は自由貿易区を試験的に実施するが、まずは深圳・上海・天津の保税区が実施場所となる

香港の「大公報」の報道によれば、2006年、深圳福田保税区は1億人民元を出資して香港に直通する幹線道路1号・2号及び聯合検査場所を改造する。改造工事が完了した後は、深圳福田保税区は「自由港区」と「自由貿易区」の管理モデルを試験的に実施し、通関を24時間体制で実施し、また、同保税区は中国国内で初めての自由貿易区となる。これと同時に、上海外高橋と天津港保税区も中国で初めての自由貿易区の試験的実施場所となる。

情報筋によれば、2005年6月に國務院發展研究中心の専門家チームが深圳福田保税区にやって来て調査研究を行い、深圳市政府と自由貿易区の試験的实施を行う協定を結んだ。中国の15の保税区の中で、上海、天津、深圳の保税区は十年余りの発展を経験しており、総合型自由貿易区へ転身する条件をほぼ備えている。

(2006年2月23日付「中国新聞網」の報道から抜粋)

I 会社制を採用している外商投資企業の非経営性分支機構の存続問題についての追跡状況の説明

ここ最近、会社制を採用している外商投資企業の非経営性分支機構の存続問題について、非常に多くの皆様が非常に注目されています。私共は先頃「(LZ200601013)2006年1月1日より外商投資企業の分支機構に重大な変更が生じます20060113」並びに「(LZ200601020)外商投資企業の分支機構設立に関する追跡情報についての説明20060118」という参考情報を続けて発表させていただきましたが、これら参考情報の中で私共は以下の事項についての指摘させていただきました。

- 2 2006年1月1日から、各レベルでの工商行政管理部门は、会社制を採用している外商投資企業による非経営性分支機構を設立する登記登録の申請の受理を停止した。
- 2 会社制を採用している外商投資企業がすでに設立した非経営性分支機構に対しては、各レベルの工商管理行政部門は、新たな変化に適応すべく、工商登記を次々と整理、廃止していくと思われる。
- 2 会社制を採用している外商投資企業の非経営性分支機構が今後、法律で禁止されることになるのか、それとも工商登記が不要となりそのまま存続できるのかについては、工商管理部門内部でも意見が分かれています。
- 2 情報筋によれば、2005年末に新たに改正された「中華人民共和國会社法」と「中華人民共和國会社登記管理条例」に適應させるため、工商管理部門は現在、会社登記管理方面での幾つかの関連規定を制定しており、これらの関連規定は上記した問題点について明

- 2 关于“公司制外商投资企业的非经营性分支机构今后是为法律所禁止、还是无需工商登记仍可继续存在”的问题，尽管工商行政管理部门内部仍然存在意见分歧，但是，主流的倾向性意见是政府允许非经营性分支机构作为联络机构而继续存在、但无需工商登记；
- 2 关于“保税区企业是否可以以及在区外设立分公司”的问题（例如，保税区企业是否可以设立区外分公司，是否可以在分公司的经营范围中书写“联络业务”等相关内容，从事原来办事处所从事的各类活动），工商行政管理部门内部尚未形成最终意见（不同地域的工商管理部门对该等问题的理解有很大分歧），我们认为，趋势应当还是逐步放宽管制，也许近期将出台的配套规定会明确该等问题。

2006年02月下旬，上海市工商行政管理局的某位官员在专题讲演中也公开表达了上述意见，我们据此理解：

- 2 在工商行政管理部门新的规范性法律文件出台之前，上述意见对目前上海市的实践操作有重要指导意义；
- 2 如果今后允许公司制外商投资企业的非经营性分支机构继续存在、但无需工商登记，该等非经营性分支机构在名称使用、对外行事、办公场所租赁、开设银行账户、款项使用、办公费用支付、聘用员工、个人所得税缴纳、办理社保手续、设施申请等各类手续的办理、财务处理等诸多方面可能面临一些障碍或者不确定的因素，也许有必要通过规范性法律文件进行调整，或者在实践操作中利用总公司、人才派遣公司的名义等作技术性安排。

针对本文所述话题，现阶段依然存在诸多不确定的因素，因此，上述信息仅供参考，请读者慎重利用。

（里兆律师事务所2006年02月24日整理编写）

確に説明をするであろうと思われる。

その後、私共は国家工商行政管理総局や上海/北京/江蘇/浙江/広東/遼寧/四川/湖北/陝西等の地域の工商行政管理部門と繰り返し連絡をとり確認をいたしました。確認できた主な内容は以下の通りです。

- 2 「会社制を採用している外商投資企業の非経営性分支機構が今後は法律で禁止されるのか、それとも工商登記が不要となりそのまま存続できるのか」という点については、工商行政管理部門内部では依然意見が分かれているが、主流の意見は政府は非経営性分支機構が連絡機構として存続することを認めるが、工商登記は不要だということである。
- 2 「保税区企業が区外に分公司を設立できるのか、そして、できるとするならばどのように設立するのか」という点（たとえば、保税区企業は区外に分公司を設立できるのか、分公司の経営範囲の中に「連絡業務」等の関係内容を記載し、もとの事務所が取り扱っていた各種業務を扱うことができるのか）については、工商行政管理部門内部では未だ最終的な意見がまとまってはいないが（工商行政管理部門は地域によって、これらの問題点についての意見が大きく異なる）、方向性としてはやはり管制を徐々に緩める方に向いているはずであり、近いうちに発布される関連規定がこれらの問題点を明確化してくれるはずだと思われる。

2006年2月末、上海市工商行政管理局のある役職の担当官も講演の中で上記の意見を公表していましたが、私共はしたがって以下のように解釈します。

- 2 工商行政管理部門による新たな規範性法律文書が発布される前において、上記の意見は現在の上海市での実務上のオペレーションにとって重要な指針の意味をもっている。
- 2 今後、会社制を採用している外商投資企業の非経営性分支機構がそのまま存続することを認めるが、工商登記は必要とされない場合、これらの非経営性分支機構は、名称の使用、対外的行事、事務所の賃貸、銀行口座の開設、お金の使用、事務費用の支払、従業員の雇用、個人所得税の納付、社会保険の手續、組織の申請等の諸手續等、財務処理等の数多くの方面で何らかの障碍や不確定な要素に遭遇する可能性があり、規範性法律文書を通して調整を行ったり、実務上のオペレーションの過程で本社や人材派遣会社の名義等を通ず技術上の手配処理が必要となってくるものと思われる。

本文に述べたテーマにつきましては、現時点でもなお多くの不確定な要素が存在していますことから、上記の情報はあくまでもご参考用としてご提供させていただくのみとし、読者の皆様には慎重にご利用いただきたくお願い申し上げます。

（里兆法律事務所が2006年2月24日付けで作成）